

東海旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金の設定に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p>第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも 5 割とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車変更の取扱制限)</p> <p>第 12 条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、旅客営業規則 (昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号) 第 249 条第 1 項第 3 号に規定する経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があったときは、旅客営業規則第 248 条の規定を準用して取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p>第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃 (旅客営業規則(昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」という。) 第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額) の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも 5 割とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車変更の取扱制限)</p> <p>第 12 条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、旅客規則第 249 条第 1 項第 3 号に規定する経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があったときは、旅客規則第 248 条の規定を準用して取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。